

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査及び行政監査を実施したので、同条第 9 項の規定に基づきその結果を次のとおり公表します。

令和 8 年 2 月 26 日

太宰府市監査委員 吉 野 茂

太宰府市監査委員 今 泉 義 文

## 記

### 第 1 基準に準拠している旨

監査委員は、太宰府市監査基準（令和 2 年監委告示第 1 号）に準拠して監査を行った。

### 第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査及び行政監査

### 第 3 監査の対象

#### 1 対象部局等

都市整備部 都市計画課、建設課

観光経済部 観光推進課、国際・交流課、産業振興課

教 育 部 社会教育課、学校教育課、文化財課、文化学習課（中央公民館・市民図書館）、スポーツ課

議会事務局 議事課

会 計 課

農業委員会事務局

監査委員事務局

#### 2 範囲

(1) 令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 10 月 31 日までににおける財務及び事務の執行状況

(2) 令和 7 年度における補助金等の執行状況

(3) その他事務事業の執行状況

### 第 4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少

の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかに主眼を置くとともに、補助金等の交付決定前及び実績報告に係る書類の審査及び調査事務を監査重点項目として定め実施した。

## 第5 監査の主な実施内容

監査対象部局から提出された監査調書及び関係諸帳簿等をもとに、書面監査を実施するとともに、所属長及び関係職員から事情聴取を行った。

## 第6 監査の実施場所及び日程

### 1 実施場所

監査委員事務局

### 2 日程

令和7年11月13日～令和8年2月12日

## 第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、財務に関する事務及び事務事業の執行については、概ね適正と認められたが、次のとおり一部改善を要する事項が見受けられたので、必要な措置を講じられたい。

また、監査の過程において行った、その他の指導・助言についても併せて改善を図られたい。

### 1 個別事項

行政財産使用許可書に係る適正な事務処理について（スポーツ課）

行政財産使用許可書において、文中の申請日、使用料の納入期限及び使用目的に誤記が見受けられた。更なる注意を払い事務を執り行われたい。

## 第8 意見

監査過程において、次のような事実が明らかになったので、今後の市政運営に関して、参考にしていただきたく意見を申し上げる。

機器の保守点検や更新作業の委託に際し、1社のみから見積書を徴した随意契約が多く見受けられた。その理由の多くは現在の業者と引き続き契約をすることが有利であるとするものであるが、その判断の妥当性については適時検討を行うべきである。一定の頻度を定め、参考見積や他市類似事例の調査等を実施されたい。